



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2021/11/22
 SDS整理番号 02020356

製品等のコード : 0202-0356
 製品等の名称 : クロム酸バリウム
 推奨用途 : 試薬

参考 : その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。) 顔料、塗料、腐食防止、セラミック用着色剤、黄鉛の製造、安全マッチ など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
 可燃性固体 : 区分に該当しない
 自然発火性固体 : 区分に該当しない
 自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
 水反応可燃性化学品 : 区分に該当しない

健康に対する有害性
 呼吸器感作性 : 区分1
 皮膚感作性 : 区分1
 発がん性 : 区分1A

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
 発がんのおそれ

注意書き

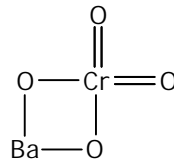
【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 粉じん、ガス、ミスト、蒸気などの吸入を避けること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

【救急処置】

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。
 眼に入った場合 : 水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合 : 医師の診察、手当を受けること。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合 : 医師の診察、手当を受けること。
 呼吸に関する症状が出た場合 : 医師に連絡すること。
 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

【保管】



日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

| | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 化学物質・混合物の区別 化学名 | : 化学物質 : クロム酸バリウム (別名) バリウムエロー、バリウムイエロー (英名) Barium chromate (EC名称)、Barium yellow、 Chromic acid (H ₂ CrO ₄), barium salt (1:1) (TSCA名称) |
| 成分及び含有量 | : クロム酸バリウム、95.0%以上 クロム(Cr)含量 = 95.0 × 51.9961 / 253.32 = 19.4w/w% 「六価クロム化合物」に該当する。 |
| 化学式及び構造式 分子量 | : BaCrO ₄ 、構造式は上図参照(1ページ目)。 : 253.32 |
| 官報公示整理番号 | : (1)-81 |
| 化審法 安衛法 | : 公表化学物質(化審法番号を準用) |
| CAS No. | : 10294-40-3 |
| EC No. | : 233-660-5 |
| 韓国: 有害化学物質管理法 危険有害成分 | : 取扱制限物質「Barium chromate」(KE-02040) : クロム酸バリウム ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 142 表示対象物 政令番号 142 特化則 特定化学物質等 第2類物質 管理第2類物質 作業環境測定基準 作業環境評価基準 ・毒物劇物取締法 劇物「クロム酸塩類」 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-88 (Cr: 19%) 〔ただし、R5年4月1日から「1-112」に変更〕 |

4. 応急措置

| | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吸入した場合 | : 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおい、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡する。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激又は発疹が生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 |
| 目に入った場合 | : 直ちに、流水で15分以上注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを 着用して容易に外せる場合には外して洗うこと。洗浄を続ける。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。 大量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状: | 吸入 : 咳、咽頭痛 皮膚 : 発赤 眼 : 発赤、痛み。 経口摂取 : 灼熱感。 |
| 最も重要な兆候及び症状: | 鼻中隔穿孔および腎臓障害を引き起こすことがある。 |
| 医師に対する特別注意事項: | 本物質により喘息の症状を示した者は、以後、本物質に接触しない こと。ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。 |

5. 火災時の措置

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適切な消火剤 | : この製品自体は燃焼しない。 ただし、加熱により分解して酸素ガスを放出し、燃焼を促進させる。 周辺火災に種類に応じて適切な消火剤を用いる。 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、噴霧水、泡消火剤 |
| 使ってはならない消火剤: | 棒状放水(本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き 起こすおそれがある。) |

- 特有の危険有害性 : 火災中に熱分解し、刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生する可能性がある。
- 特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 有毒ガス等の接触を避けるため、消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。発火することがあるので、漏洩物をおがく、紙、その他の可燃性物質に吸収させてはいけない。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で産業廃棄物として適正に廃棄処分する。漏洩場所は、還元剤(硫酸第一鉄等)の水溶液を散布し、ソーダ灰などのアルカリ溶液で中和し、多量の水で洗い流す。発火することがあるので、漏洩物をおがく、紙、その他の可燃性物質に吸収させてはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。粉じんの堆積を防止する。
- 局所排気・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、出入口は施錠する。保管場所は、採光と換気装置を設置する。
- 保管条件 : 直射日光や高温多湿を避ける。乾燥した場所に保管する。容器を密閉して冷暗所に保管する。一定の場所を定めて、施錠して保管する。貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。酸化性を有するので、可燃性物質と離して保管する。熱から離して保管する。還元性物質と離して保管する。混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 還元性物質、可燃性物質
- 容器包装材料 : ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラスなど

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 0.05mg/m3 (六価クロムとして)
- 許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) : 日本産衛学会 0.05mg/m3 (クロムとして、六価クロム化合物) ACGIH TLV-TWA 0.01mg/m3 (クロムとして、不溶性クロム化合物)
- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。粉じん、蒸気、ヒュームなどが発生する場合、換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(防じんマスク)を着用する。
- 手の保護具 : 保護手袋(塩化ビニル製、ニトリル製など)を着用する。

- 眼の保護具 : 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
 衛生対策 : 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 : 取扱い後はよく手を洗う。
 : 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 粉末
 性状 : 黄色
 色 : 無臭
 臭い : データなし
 pH : データなし
 融点 : データなし
 凝固点 : データなし
 沸点 : データなし
 引火点 : データなし
 可燃性 : 不燃性
 爆発範囲 : データなし
 蒸気圧 : データなし
 相対ガス密度 (空気 = 1) : データなし
 密度又は相対密度 : 4.50 g/cm³ (15)
 比重 : データなし
 溶解度 : 水に殆ど溶けない (0.26 ~ 0.37mg/100g, 20)。
 : 塩酸、硝酸、硫酸、酢酸などの酸に溶ける。
 オクタノール/水分配係数 : データなし
 発火点 : データなし
 分解温度 : データなし
 粘度 : データなし
 動粘度 : データなし
 粒子特性 : データなし

 GHS分類 :
 可燃性固体 : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
 自然発火性固体 : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
 自己発熱性化学品 : 本品は不燃性であることから、区分に該当しないとした。
 水反応可燃性化学品 : 本品は水に対して安定 (水溶解度0.26 ~ 0.37mg/100g, 20)
 : であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 (反応性・化学的安定性) : 通常取扱条件において安定である。
 危険有害反応可能性 : 酸化性があるので、有機物 (乾性油など) 又は還元剤と反応し、
 : 発火することがある。
 避けるべき条件 : 高熱、日光
 混触危険物質 : 有機物、還元剤
 危険有害な分解生成物 : 燃焼の際は、クロム酸化物、バリウム酸化物を生成する。

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 データ不足のため分類できない。
 : 経皮 データ不足のため分類できない。
 : 吸入 (蒸気) データがないため分類できない。
 : 吸入 (粉じん) データ不足のため分類できない。
 : 経口、経皮、吸入 (蒸気、粉じん) すべて、6価クロム化合物として有害性が疑われる。

 皮膚刺激性/刺激性 : データ不足のため分類できない。
 : 6価クロム化合物として皮膚刺激性が強いと疑われる。
 : なお、本物質を特定した報告ではないが、
 : ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (2000)、CERIハザードデータ集 97-18
 : (1998)、EHC 61 (1988)、EU-RAR No.53 (2005)のヒトへの健康影響
 : の記述にて「chrome ulcers」「skin ulcers (chrome holes)」等
 : の症状がみられている。
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : データ不足のため分類できない。
 : 6価クロム化合物として眼刺激性が強いと疑われる。
 : なお、本物質を特定した報告ではないが、
 : EU-RAR No.53 (2005)のヒトへの健康影響にて「水溶性Cr()

化合物の偶然による眼暴露にて、角膜と結膜の炎症、よりひどいケースでは、角膜浸食と潰瘍化が報告された。」「Accidental splashing of highly water-soluble Cr() compounds in solution into the eye has resulted in damage to the human eye. A number of case reports have detailed both inflammation of the cornea and conjunctivae and in more severe cases, corneal erosion and ulceration. The severity of response is increased by low pH or high temperature. Accidental eye contact with the corneal oedema and opacity.」 「Severe and persistent eye and skin effects, including ulcers, have been observed in humans following single or repeated exposures. 重度で持続的な目による偶然のアイコンタクトと表皮効果(潰瘍を含む)は、一度または、度重なる暴露後のヒトで観察された。」との記述がある。

| | |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 呼吸器感受性 | : 既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを呼吸器感受性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を気道感受性物質「第2群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、クロム化合物である本物質も呼吸器感受性を有すると考えられ、区分1とした。 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ(区分1) |
| 皮膚感受性 | : 既存分類情報に基づくと、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会はクロムを皮膚感受性がある物質、日本産業衛生学会はクロム(注)を皮膚感受性物質「第1群」に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、クロム化合物をも含むと考えられる。したがって、既存分類からクロム化合物である本物質も皮膚感受性を有すると、考えられ、区分1とした。 (注)「当該物質自体ないしその化合物を示すが、感受性に関与するすべての物質が同定されているわけではない。」という但し書きがある。 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ(区分1) |
| 生殖細胞変異原性 発がん性 | : データ不足のため分類できない。 : 六価のクロム化合物として、NTP(2005)でK(Chromium hexavalent(VI) compoundsとして)、IARC(1990)でgroup 1(Chromium(VI)として)、EPA(1986)でA(Chromium(VI), Inhalation routeとして)と分類されていることから、区分1 Aとした。 発がんのおそれ(区分1A) |
| 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | : データ不足のため分類できない。 : データがないため分類できない。なお、6価クロム化合物の急性毒性として、「咳、緑黄色痰、呼吸困難、肺うっ血症状、緑黄色粘液嘔吐、腹痛、下痢、悪心、嘔吐、肝臓障害、腎臓障害」(CERIハザードデータ集 97-18 (1998))がみられたとの報告がある。 |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | : データがないため分類できない。なお、6価クロムの慢性毒性として、「鼻粘膜、咽喉頭の炎症や潰瘍、鼻中隔穿孔」(CERIハザードデータ集 97-18 (1998))がみられたとの報告がある。 |
| 誤えん有害性 | : データがないため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 生態毒性 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | : 情報不足のため分類できない。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | : 情報不足のため分類できない。 |
| 残留性・分解性 | : データなし |
| 生物蓄積性 | : データなし |
| 土壤中の移動性 | : データなし |
| オゾン層への有害性 | : データなし |
| | : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。 |

参考【クロム酸カリウム〔CAS No.7789-00-6〕のデータ】

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生態毒性 | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | : 甲殻類(ミジンコの種類) 48時間EC50 = 0.18mg/L (EU-RAR, 2005) 水生生物に非常に強い毒性(区分1) |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | : 無機化合物につき環境中動態が不明である。 甲殻類(ミジンコの種類) 48時間EC50 = 0.18mg/L (EU-RAR, 2005) 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分1) |
| 残留性・分解性 | : データなし |

生物蓄積性 : データなし
 土壤中の移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。本品は、特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 （参考）沈殿隔離法
 希硫酸に溶解し、クロム酸を遊離させる。さらに、過剰の還元剤水溶液（硫酸第一鉄等）を添加して還元させた後、ソーダ灰等を加えて、水酸化クロムを沈殿させる。これをろ過分取し、溶出試験を行い、溶出量が基準以下であることを確認して埋立て処分する。
 （注）還元する時は、pHを3.0以下とし、十分に時間（15分以上）をかける。また、コンクリートで固化してはいけない（pH8.5を越えると、水酸化クロムが溶け出し、その一部が六価クロムに戻るため）。

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 154

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 1564
 Proper Shipping Name : BARIUM COMPOUND, N.O.S.
 Class : 6.1（毒物）
 Sub risk : -
 Packing Group : III
 Marine Pollutant : No（非該当）
 TRANSPORT IN BULK ACCORDING TO ANNEX II OF MARPOL 73/78 AND THE IBC CODE
 POLLUTANT CATEGORY : No（非該当）
 Limited Quantity : 5kg

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 1564
 Proper Shipping Name : Barium compound, n.o.s.
 Class : 6.1
 Sub risk : -
 Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報（毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 1564
 品名 : バリウム化合物
 （他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く）

クラス : 6.1
 副次危険 : -
 容器等級 : III
 海洋汚染物質 : 非該当
 MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当

少量危険物許容量 : 5kg

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 1564
 品名 : バリウム化合物
 （他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く）

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラス | : 6.1 |
| 副次危険等級 | : - |
| 少量輸送許容物件許容量 | : 10kg |
| 特別の安全対策 | : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 他の危険物のそばに積載しない。 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。 |

15. 適用法令

| | |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働安全衛生法 | : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム酸塩」、対象重量%は 0.1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第142号「クロム及びその化合物」、対象重量%は 0.1) (別表第9) 特定化学物質等 第2類物質、管理第2類物質 「クロム酸及びその塩」 (特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第2, 5号) 作業環境測定基準 作業環境評価基準 |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) | : ・種別 「特定第1種指定化学物質」 ・政令番号 「1-88」〔ただし、R5年4月1日から「1-112」に変更〕 ・物質名称 「六価クロム化合物」 |
| 消防法 | : 非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | : 劇物「クロム酸塩類」(指定令第2条第26号)、包装等級 |
| 船舶安全法 | : 酸化性物質 |
| 航空法 | : 酸化性物質 |
| 海洋汚染防止法 | : 非該当 |
| 水質汚濁防止法 | : 有害物質「六価クロム化合物」(施行令第2条第5号) 〔排水基準〕 0.5mg/L (6価Crとして) 生活環境項目「クロム含有量」(施行令第3条第1項) 〔排水基準〕 2mg/L (6価Crとして) |
| 土壌汚染対策法 | : 第2種特定有害物質 「六価クロム化合物」 〔溶出量基準値〕 0.5mg/L (6価Crとして) 〔含有量基準値〕 250mg/kg (6価Crとして) |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質/優先取組(中環審第9次答申の49) 「クロム及びその化合物(*優先取組物質は「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」)」 |
| 輸出貿易管理 | : キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード : 2841.50 第28類 無機化学品 ・輸出統計番号(2021年版) : 2841.50-000 「オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩」 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩」 ・輸入統計番号(2021年10月22日版) : 2841.50-090 「オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩」 - その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩 - その他のもの」 |

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項 :

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献 :

| | |
|----------------------------|---------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社 |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ | 化学工業日報社(2007) |
| 化学物質の危険・有害便覧 | 中央労働災害防止協会編 |
| 化学大辞典 | 共同出版 |
| 安衛法化学物質 | 化学工業日報社 |

| | |
|--------------------------------------------------|-----------------------------|
| 産業中毒便覧(増補版) | 医歯薬出版 |
| 化学物質安全性データブック | オーム社 |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) | 三共出版 |
| 化学物質の危険・有害性便覧 | 労働省安全衛生部監修 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM |
| GHS分類結果データベース | nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報 | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP |

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。